



品川区ツイッター  
 アカウント/shinagawacity



※機種によっては正しく表示されない場合があります。

スマートフォン用

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

5月1日から7日は  
**憲法週間です**

5月3日の憲法記念日は、昭和22年5月3日に施行された「日本国憲法」を記念して制定されました。この日を含む5月1日から7日までの一週間が「憲法週間」です。  
 日本国憲法は、「国民主権」、「平和主義」とともに「基本的人権の尊重」を大きな柱としています。憲法第11条は、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」と人権保障の基本原則を定めています。  
 人が人生を送り、そして他人と関わり合う中で、決して侵してはならない人としての権利が人権です。  
 その権利を守るためには、一人ひとりが自分の人権のみならず、相手の気持ちを考え、思いやりの心を持って行動し、自分の権利と同じように他人の権利も認め合うことが大切です。  
 区では、人間尊重の社会の実現をめざして「人権尊重都市品川」を宣言し、人権尊重思想の普及啓発に取り組んでいます。その一環として、5月18日に「憲法週間記念講演と映画のつどい」を開催します。  
 これを機会に人権の大切さについて、あらためて考えてみませんか。

# みんなで作ろう 人権の世紀

人権尊重都市品川宣言

人間は生まれながらにして自由であり、平等である。いかなる国や個人も、いかなる理由であれ絶対にこれを侵すことはできない。幾多の試練と犠牲のもとに日本国憲法と世界人権宣言はこの人類普遍の原理をあらわし人権の尊重が国際社会の責務であることを明らかにした。今日、我が国社会の実情はいまだに差別意識と偏見が人々の暮らしの中に深く根つき部落差別をはじめ障害者、女性、先住民族、外国人への差別などどれほど多くの人間が苦しんでいることか人間がつくりあげた差別は人間の理性と良心によって必ずや解消できることを我々は確信する。  
 平和で心ゆたかな人間尊重の社会の実現をめざす品川区は「人権尊重都市品川」を宣言し差別の実態の解消に努め人権尊重思想の普及啓発と教育を推進することをここに誓う。  
 制定一九九三年(平成五年)四月二十八日

考えよう  
 相手の気持ち  
 未来へつなげよう  
 違いを認め合う心

憲法週間記念

講演と映画のつどい

5月18日(木)

午後1時開演  
 (午後0時30分開場)

きゅりあん8階  
 大ホール

(大井町駅前)

定員 1,100人(抽選)

申込方法 4月14日(金)(消印有効)までに、往復はがきに参加人数(2人まで)、代表者の郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・電話番号、参加者の氏名(ふりがな)を品川区人権啓発課(☎140-0013南大井3-7-10)へ ※抽選結果は4月末発送予定。

往信(表)

返信(裏)

52円 140-0013 品川区人権啓発課宛	品川区南大井3-7-10	記入不要です
------------------------------	--------------	--------

返信(表)

往信(裏)

52円 000-0000	氏名様	代表者の住所	つどい申し込み ●参加人数 ●代表者郵便番号 ●住所 ●電話番号 ●代表者氏名・ふりがな ●参加者氏名・ふりがな
-----------------	-----	--------	--

講演

笑顔のもとに  
 笑顔が集まる

講師/林家たい平(落語家)  
 テレビ番組でおなじみ、はじける笑顔が印象的な林家たい平師匠。笑いと笑顔がキーワードに、人と人のかかわりの大切さについてお話しいたします。  
 ※手話通訳・要約筆記付き。



映画

そして父になる

※字幕付き。

大手建設会社に勤め都心の高級マンションで妻と息子と暮らす野々宮良多。ある日、病院からの電話で6歳になる息子が取り違えられた他人の子だと判明し、優しすぎる息子に抱いていた不満の意味を知る。一方、斎木夫婦と妻のみどりは育ての子を手放すことに苦しむ。それでも良多の意見で“交換”が決まるが、良多はその時思いもしなかった。まさかそこから、“父”としての本当の葛藤が始まるとは。  
 出演/福山雅治、尾野真千子、真木よう子、リリー・フランキー 他



©2013「そして父になる」製作委員会

問い合わせ/品川区人権啓発課 (☎3763-5391 Fax3768-5092)

人はみな誰しもが、幸せに暮らしたいと考えています。この幸せを願う気持ちをお互いに思いやることこそ、人権を尊重することではないでしょうか。

しかし残念なことに、子どもや高齢者や障害者への虐待、配偶者などからの暴力、障害がある人や外国人に対する偏見や同和地区出身の人に対する差別など、私たちの身のまわりには様々な人権問題があります。また最近では、インターネットを悪用した人権侵害、性的少数者への偏見やヘイトスピーチなど、人権問題はより複雑化し多様化しています。

昨年は、4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、12月に「部落差別解消推進法」が、それぞれ施行されました。差別の解消に向けた取り組みを、法律も後押ししています。

差別は、差別される人にとって、本人には全く責任のないことで苦しめられるという極めて不当な行為です。

そして差別することは、差別される人を傷つけるばかりか、差別する人の人間性をも損ねてしまう行為なのです。

区は、23区唯一の人権宣言である「人権尊重都市品川宣言」を制定し、様々な施策の中に生かして人権啓発や人権教育を推進してきました。この宣言に込められた思いを胸に、私たち一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、他人の人権に配慮した行動がとれるよう、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを認識していきましょう。

人権問題の解決は、私たち一人ひとりの意識や行動から始まります。

# 考えよう人権のこと

## 同和問題の解決のために

**わ**が国の発展の歴史の中で形づくられた身分階層構造に由来する差別、いわゆる部落差別によって、長い間経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられて基本的人権を侵されてきた人々がいます。これらの人々は、今なお、結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、そのほか日常生活の上で差別を受けることがあります。これが「同和問題」と言われるもので、「部落問題」「部落差別」などとも言われ、深刻な人権問題であるとともに重大な社会問題です。

「東京に部落はない」「部落差別は昔の話」と思っている人もいるのではないのでしょうか。しかし、東京でも同和地区出身かどうか調査をされたり、「〇〇は同和地区ですか」などの土地調査事件が現実起きています。これでは、同和地区の出身者が地域で安心して自分らしく暮らすことはできません。

昨年の12月には「部落差別解消推進法」が施行されました。差別をなくしていくための取り組みが、求められています。安心して暮らせる差別のない社会をめざすには、同和問題を正しく理解し、差別を「しない」「させない」「許さない」という視点に立って、私たち一人ひとりが問題の解決に努力することが必要です。

## ヘイトスピーチ、許さない！

**昨**今、都内などで行われたデモにおいて、特定の国籍の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが、マスコミなどによって「ヘイトスピーチ」であるとして取り上げられ、社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねません。

このような情勢の中、国会において、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立し、28年6月3日(金)に施行されました。

2020年の夏季オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市が東京に決まったこともあり、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。

外国人に対する偏見や差別をなくしていくため、私たちは文化などの多様性を認め、外国人の生活習慣などを理解・尊重するとともに、お互いの人権に配慮した行動をとるようにしましょう。

## 許さない 差別落書き

**区**内の駅に掲示されているポスターに、外国人を誹謗中傷する落書きが発見されたり、区内外の公共施設や路上で、人の心を傷つけるような内容の差別落書きが、未だに発見されています。

差別落書きとは、その行為自体が公共の建物や設備を傷つけるだけでなく、差別をあおり立てることで、人の心を深く傷つける卑劣な行為であるとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため推進している人権啓発の取り組みを損ねるもので、決して許すことのできないものです。

誰もが、お互いの人権が尊重され、安心して暮らせる、心ゆたかな地域社会の実現を願っているはずです。そうした社会の実現のためには、私たち一人ひとりが、人権意識を高めていく必要があるのではないのでしょうか。

毎年秋に開催する「人権啓発・社会同和教育講座」は、同和問題を軸に様々な人権について学ぶ機会としています。

昨年の講座Ⅰでは、「心のバリアフリーをめざして」をテーマに、昼コースは「部落差別と狭山事件」など3講座、夜コースは「天下人と被差別民衆」など3講座を開催しました。

また、講座Ⅱでは、東京都中央卸売市場食肉市場で「食肉市場の歴史と人権」を学び、と場の見学と職員との懇談を行いました。そこに参加された方の感想として「現場で作業されている方の職人意識

人権啓発・社会同和教育講座  
人権尊重の社会を築くために

に感銘を受けました」「作業に関わっている方々の仕事の技もさることながら、体力や気持ちの持ち方など誇りをもっておられる様子を感じました」などの声が寄せられました。

人権が尊重される社会をめざして、今年も9月から11月にかけて「人権啓発・社会同和教育講座」を開催する予定です。皆さんの積極的な参加をお待ちしています。

問い合わせ／文化観光課生涯学習係  
(☎5742-6837 Fax5742-6893)

DVD・ビデオ・パネルを貸し出ししています



人権啓発課では、人権問題を正しく理解していただくため、同和問題をはじめ、セクハラなどの様々な人権啓発DVD・ビデオや人権啓発パネルを貸し出ししています。勉強会や研修会でご活用ください。※詳しくは区ホームページをご覧ください。

問い合わせ／品川区人権啓発課 (☎3763-5391 Fax3768-5092)